

都道府県に、2月末※原則までに「賃金改善開始の報告」 4月15日までに「処遇改善計画書」を提出！

1

補助金の 見込額を計算

福祉・介護職員処遇改善
臨時特例交付金

職員への支給までに法人がやるべき3ステップ

(f)前年1月から12月までの1年間の福祉サービス
等報酬総額（処遇改善加算及び特定加算を含む、
各種加算減算を含む。）を12で除したものの

× (g)
交付率

× (h)交付対象月
※2～9月なら
× 8

【要注意！】実際の補助金の額は、当該月の総報酬 × 交付率で支給されます

2

配分方法を 検討

配分対象は？
配分方法は？
配分ルールは？

✓ 本事業の対象となる施設・事業所なら**福祉・介護職員以外にも配分OK!**
本事業の主旨は「福祉・介護職員への処遇改善」であることをふまえる！
非常勤職員への配分も検討。

✓ 手当 or 基本給 or 一時金

2/3要件に注意！2・3月分は一時金可。4月以降は1/3未満は一時金でも可。

✓ **個々の職員への配分割合等のルールはなし**

法人の裁量で検討！

3

就業規則等 を改定

理事会に諮る
3月等

✓ 就業規則等の改正が間に合わず、
4月以降にベースアップ等による賃金改善が
実施できない場合は補助金対象外！

4

2月または
3月からの
処遇改善の
実施